平成２２年（フ）第４号
鹿児島県薩摩川内市御陵下町８番１号折宇都住宅１号棟１号室
債務者　川畑　寛伸
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第６号
鹿児島県薩摩川内市御陵下町3797番地　コーポ永慎103号
債務者　冨迫奈津美
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第２０６号
茨城県稲敷市南ケ丘20番地28
債務者　岡本　広美
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第９２２号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目29番４号
債務者　村元　雅代
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４０７号
大阪市生野区桃谷４丁目18番26号
債務者　神頭　正子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５０８号
大阪府門真市古川町13番12号
債務者　髙山久美子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０４６号
大阪府八尾市桜ヶ丘１丁目32番地　パークメゾンカーム703号
債務者　大前　拓也
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２７６号
大阪府八尾市西山本町３丁目２番18号
債務者　浅野加代子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３１２号
大阪府四條畷市南野５丁目６番５号　エスポワール　ミナミノ201
債務者　下野　啓子（旧姓久門）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３４２号
大阪市平野区加美北３丁目７番30―412号
債務者　北川　正人
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３９６号
大阪市西成区千本中２丁目７番３号
債務者　米田　幸司
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５５９号
大阪市生野区新今里１丁目８番11号
債務者　徳山陽子こと　洪　　陽子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６号
大阪府寝屋川市河北西町９番７号
債務者　笠井佳代子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０１号
大阪市東淀川区豊新５丁目１番11号
債務者　猿田　淳子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４号
大阪府岸和田市天神山町１丁目２番４―106号
債務者　浜口　和也
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９８４号
兵庫県尼崎市西川２丁目44番１―414号
債務者　島也　早苗
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１１５号
兵庫県尼崎市東園田町１丁目183番地ルピナス園田305号、前住所兵庫県尼崎市東園田町５丁目87番地ロードス98―203号
債務者　石原　　明
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係